23　労働安全衛生総合研究事業	職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 若手育成型	
24　食品の安全確保推進研究事業及びその推進事業	遺伝子組換え食品、生海綿状脳症（ＢＳＥ）、食品中に残留する化学物質等に係る安全性、食中毒等のリスク管理に関し、リスク分析に基づいたリスクコミュニケーション等に資する研究を行い、安全な食品の確保等を図ることを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型	
25　医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業及びその推進事業	ゲノム創薬、再生医療等のバイオテクノロジーの進展に対応し、より有効かつ安全な医薬品・医療機器等に係るリスクに関する評価及び管理技術の高度化、安全性の向上並びに市販後の安全対策等の推進並びに薬物乱用の防止対策に資することを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型	
26　化学物質リスク研究事業	化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定等の必要な管理を行い、さらに的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型	
27　健康安全・危機管理対策総合研究事業及びその推進事業	地域健康危機管理の基盤形成対策、水安全対策、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型	
28　難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業	難病・がん等の疾病の原因解明や診断法、治療法、予防法の開発、再生医療技術の臨床実現化等の推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型	

第三条第十六項中「同表第26号」を「同表第27号」に、「同表第25号」を「同表第26号」に改める。

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五条第二項、第七条第三項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第二項及び第十一条第三項中「同表第26号」を「同表第27号」に、「同表第25号」を「同表第26号」に改める。

第十一条第一項第二号を次のように改める。

(3)　研究事業に要する経費の配分の変更をしてはならないこと。また、研究事業に要する経費の費目の配分の変更又は推進事業に要する経費の配分の変更（別に定める場合に限る。）をしようとする場合には、別に定める様式による経費変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

第十二条第二項及び第三項、第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第四項、第十七条第三項、第十九条第三項並びに第二十条第二項中「同表第26号」を「同表第27号」に、「同表第25号」を「同表第26号」に改める。

○厚生労働省告示第百九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる機関に委任し、平成二十三年度の予算に係る補助金の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務

委任に係る補助金の名称	委任した機関	委任した事務の内容
（項）厚生労働科学研究費 （目）厚生労働科学研究費補助金 （厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号。以下「規程」という。）第三条第一項の表第二十六号に規定する化学物質リスク研究事業のうち一般公募型及び若手育成型に限る。）	国立医薬品食品衛生研究所長	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金の交付の条件の附加 四　法第七条第一項第一号の規定による補助事業に要する経費の配分の変更の承認、同項第三号の規定による補助事業の内容の変更の承認、同項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認並びに同項第五号の規定による補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 五　法第七条第二項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の納付命令 六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業の遂行の命令 十二　法第十三条第二項の規定による補助事業の遂行の一時停止の命令 十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理 十四　法第十五条の規定による補助事業の成果の調査並びに補助金の額の確定及び通知 十五　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十六　法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し 十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令 十八　法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺